

# 八戸市有料広告掲載基準

平成17年8月9日制定(平成17年8月9日実施)  
 平成18年8月2日改正(平成18年8月2日実施)  
 平成19年10月26日改正(平成19年11月1日実施)  
 平成23年12月8日改正(平成23年12月8日実施)

## 1 趣旨

この基準は、八戸市有料広告掲載に関する基本方針「4 広告の範囲」の基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断することとする。

## 2 基本方針 4-(1)~(5)の考え方及び具体例等

	業種又は事業者	広告の内容
(1)法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの	●業務、営業行為等について規定している法令等に違反するもの〔例 必要な許認可を受けていない事業者が行うもの〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不当景品類及び不当表示防止法第 4 条に違反するもの〔例 温泉法上の温泉の定義に該当しない井戸水や水道水を加温したものを温泉であるかのように表示しているもの〕</li> <li>● 広告に関する規定がある法令等に違反するもの                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 医療法(第 6 条の 5~第 6 条の 7)、介護保険法(第 98 条)、薬事法(第 66 条~第 68 条)、柔道整復師法(第 24 条)、旅行業法(第 12 条の 7、8)等に違反するもの</li> <li>イ その他商品等について規定している法令等に違反するもの</li> </ul> </li> </ul>
(2)公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの	●ギャンブルに関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●財産的秩序に反するもの ギャンブルなど射こう心をあおる可能性のあるもの等</li> <li>●倫理的秩序に反するもの                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するもの</li> <li>イ 暴力的又は残酷なもの</li> <li>ウ 犯罪行為を示唆、誘発するおそれのあるもの</li> <li>エ 性的感情を刺激する又はわいせつなもの</li> <li>オ 青少年保護や健全育成に好ましくないもの等</li> </ul> </li> <li>●自由・権利を害するもの                         <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの</li> <li>イ 著作権、肖像権の侵害にあたるもの</li> <li>ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの等</li> </ul> </li> </ul>

<p>(3)政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政治活動（公職選挙法に抵触するおそれのあるもの等）又は宗教活動（宗教団体による布教推進を主目的とするもの等）を行うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●政治性及び宗教性のあるもの</li> <li>●意見広告 個人又は団体の主義主張や係争中の声明に関するもの等</li> <li>●個人の宣伝 名刺広告</li> </ul>
<p>(4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>ア キャバレー、クラブなどの「接待飲食等営業」及び麻雀店、パチンコ店、ゲームセンターなどの「遊技場営業」にあたるもの（第2条第1項）</li> <li>イ 「性風俗関連特殊営業」にあたるもの（第2条第5項）</li> <li>ウ その他風俗営業類似の業種</li> </ul> </li> </ul>	
<p>(5)その他妥当でないと市長が認めるもの</p>	<p>【社会的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●たばこの製造・販売に関するもの</li> </ul> <p>【消費者保護の観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業</li> <li>●興信所、探偵事務所等</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●民事再生法又は会社更生法による再生・更正手続中で、再生・更正計画について認可決定されていないもの</li> <li>●過去3ヵ年度分の市の納付すべき市県民税、固定資産税及び国民健康保険税を現に滞納しているもの</li> <li>●行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの</li> <li>●社会問題を起こしている業種や事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いているもの（八戸市男女共同参画基本条例第16条）</li> <li>●マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの</li> <li>●非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの</li> <li>●人材募集広告</li> <li>●あたかも市が推奨しているような表現のもの</li> <li>●たばこ製品に関するもの</li> <li>●クーポン付き広告</li> <li>●その他広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの</li> </ul>

3 次に掲げるものに係る広告の掲載に当たっては、それぞれ次の点に留意すること。

広告の内容	留意点
●医療、医薬品等	<p>ア 医療機関の広告については、医療法第6条の5から第6条の7までの規定を遵守する。</p> <p>イ 美容整形及び美容を目的とした施術、役務サービス、器具販売等の広告は掲載しない。 [ 例 美顔、痩身、脱毛、植毛など ]</p> <p>ウ 医薬品、医薬部外品、化粧品等の広告については、薬事法第66条から第68条までの規定を遵守する。</p> <p>エ 健康食品の広告については、健康増進法第32条の2の規定を遵守する。</p>
●不動産事業	<p>「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規則に従う。 [ 例 ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記 イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記 ]</p>
●弁護士、税理士等	<p>法律又はそれぞれの資格者団体の会則により広告規制の行われている各資格（弁護士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士）については、各規制を遵守する。</p>
●映画、興行等	<p>年齢制限等、一部規制を設けているものはその内容を表示する。</p>
●組合、団体等	<p>労働組合のように、一定の社会的立場と主張をもった組織の掲載内容は、名称、所在地、及び一般的な事業案内等に限定する。</p>
●結婚相手紹介サービス業等	<p>特定商取引に関する法律第41条から第50条までの規定を遵守する。</p>
●アルコール飲料	<p>ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること [ 例 「お酒は20歳を過ぎてから」等 ]</p> <p>イ 飲酒を誘発するような表現の禁止 [ 例 お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等 ]</p>
●責任の所在が不明確な広告	<p>原則として、広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p>

4 個別の基準

この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。